〔史料紹介〕

近世前期の大名貸証文

渡邊忠司

一

ここに紹介する史料は、日本経済史研究所が所蔵する中島家文書に含まれる大名貸関係の証文類である。中島家文書は近世初期から明治期末に至る近世商家の史料群である。中島家は、屋号「銭屋」、近世初期から京都で呉服商を営み、本業の傍ら薩摩藩・佐賀鍋島藩などの蔵元も勤め、大規模な大名貸も行っていた。近世京都の商家文書であり、町方文書も含んでいる。

文書群は、その成り立ちの経緯から大きく四つに分けることができる。一つは商家本来の呉服商関係の史料で、商人銭屋中島氏の姿を明らかにしてくれる。二つは大名貸の史料で、金融両替商人としての中島氏のもう一つの顔を示す史料である。三つは町人中島氏の町との関わりや町政に関係した史料である。四つは中島氏の家方の文書で、いわば私的な生活の状況を示す史料である。史料形態は一紙もの、綴り、冊子、書簡などがあるが、圧倒的に一紙ものが多い。総点数は五〇〇〇点を超える。残存史料の年代は寛永七(一六三〇)年から明治三十七(一九〇四)年に至っており、近世京都の商家史料として第一級の価値を持つと思われる(詳細は『中島家文書目録』解説を参照)。

二

中島家が呉服商を始めた時期は明確ではないが、商い関係の史料で最も古いものは、おそらく寛文九(一六六九)年であるが、貸付や大名貸、家関係の相続に関する史料には

寛永七(一六三〇)年ごろからのものもあるので、京都で商いを始めたのは慶長から元和ころであったとみてよいであろう。初期の史料が家方の相続関係に残されているのは、商いと私的な家族関係の入用が明確に分離されていなかったことによるのかもしれない。

本文書群の特色は商家文書であることにあるが、特に大名貸に関する史料の膨大さは第一級のものであろう。本文書群の最大数を占め、また本文書の特色と価値を高めるものである。『中島家文書目録』(以下目録)では、この関係の史料は大名貸に関係した「幕府御用」「大名御用」「旗本御用」「堂上寺社御用」と、両替業務に関する「米売買」「米方両替」に分類している。

目録によると、中島家が近世を通じて貸付を行った大名は、藩名の確定できるものだけでも五三藩、他に大名と思われるものへの貸付は二二以上で、七〇藩以上に及ぶ。これに幕府と旗本その他を加えると、一〇〇近くになる。またこれ以外に堂上や寺社への貸付もあるから、相当な資金力・金融力があったといえる。そのなかでも大名貸は件数も貸付高も圧倒的に多かった。

中島家が最初に大名貸付を始めたのは薩摩藩である。関係がいつごろ始まったかは定かではないが、寛永七年に藩主に会って蘇鉄をもらっていること(「寛永七年御目見江蘇鉄拝領ニ付書付」、目録四六頁参照)、慶安元(一六四八)年九月の借用証文が残っていること(「松平薩摩守依要用借銀之事」、目録二頁参照)、あるいは万治二(一六五九)年に藩主から藩御用の呉服所を申し付けられていることなどから、寛永年間には薩摩藩との密接な関係ができていたと思われる。いわゆる近世の「蔵元」は寛永年間には存在が確認されるが、中島家が早い部類に入ることはまちがいないであろう。

三

大名貸の研究は、すでに松好貞夫『日本両替金融史論』、松本四郎「寛文—元禄期における大名貸しの特質」(『三井文庫論叢』創刊号、一九六七)、森泰博『大名金融史論』など優れた研究があり、蓄積もある。その過程で、大名貸とは、近世の生産・消費構造から必然的に生み出されるもので、大名(藩)が年一回の年貢収納、廻米と換金の時期と、恒常的な貨幣支出との時間的な「ずれ」を補充するために、商人から借り入れる「借金」であることが明らかにされている。大名貸は近世初期には京都商人が最大で、大坂と大坂商人は近世商品流通の中心地として自他ともに認められているが、大名貸で首位を占めるようになるのは元禄期以降のことに属する。

しかし、大名貸をめぐる昨今の研究状況は、必ずしも盛況とはいえない。ここ一五年ぐらいの『経済史文献解題』の各年版を繰ってみても個別事例的な論文数が必ずしも多いとはいえないことでも、確かめられる。もちろんそれはなにも大名金融の部に限らず、経済史分野の理論的・実証的研究そのものが停滞ぎみであることにもよっている。地方史誌類の刊行が極めて盛況で、全国の各藩単位の支配・経済・文化関係の史料が次々と翻刻されていることを思えば、いささか腑に落ちない事態ではある。あらたな視点での史料の見直し、研究の進展が期待される。

その意味で、京都の商家であった中島家文書の大名貸関係史料は研究の進展を促す好材料となるものと考える。そこで、ここではその一助とするために、中島家文書から大名貸証文を、数点紹介することとする。若干の解説を加えておこう。

〔史料1〕は薩摩藩への大名貸証文で、さきに触れたように、中島家文書の大名貸証文では最も古いものである。史料では、慶安元(一六四八)年九月四日に、銀一〇貫目を、本(元)銀一貫目に付き利息一月に九匁五分で借用したことが記されている。利息は一二ヵ月分を一年毎にまとめて支払うこと、署名・花押・捺印は藩の役人(おそらくは勘定所関係の役人)、宛名は「赤祢屋妙意」となっている。これを表書として、利息や元銀の支払は、支払った年月日が裏書として記録されている。

いくつかの特徴を指摘しておこう。一つは支払の形式である。支払の最初は慶安四年九月十三日で、元年九月から二年八月までの利息分一貫一四〇匁が支払われ、この後、利息や元銀も含めて元禄十三(一七〇〇)年七月二日に至るまで払い続けられ、その時点で借用銀の残りは一貫八八〇匁になっている。これが最期まで支払われたかどうかはこの史料では明らかではない。支払方をみると、慶安三年から寛文元(一六六一)年までは利息も元銀も支払った記録はみられないこと、また寛文元年からは利息の支払ではなく、利息分を加えた元銀分を支払うように変わっていること、一年分が毎年支払われていたわけではなかったことである。しかも銀の金換算が、寛文元年には一両当たり六四匁九分五厘、寛文三年には六〇匁になっており、交換比率は変動している。幕府公定の一両が銀五〇匁の換算比率は採用されておらず、相場に応じた換算が行われていたと思われる。

また、借用元銀は寛文元年には一気に五貫九〇七匁に減少した。証文には、残りは「年々金山応二利潤銀分量一」じて、七、八年で完済する意味合いのことが記されているが、これ以後の支払をみると、元禄十三年まで継続されており、支払計画とおりにはいかなかったことが窺える。

二つには、証文の宛名である。「赤祢屋妙意」は慶安元年から記録の残る元禄十三年まで変化はないこと、しかも中島家の系図や先祖の命日を書き付けた記録をみても、該当する人物は特定できないことである。〔史料2〕にあげた鍋島加賀守の借用証文は延宝四(一六七六)年二月朔日の日付を持つが、宛名は「銭屋利兵衛」となっており、銭屋代々の世襲名となっている。〔史料1〕の宛名は延宝四年の時点でも「赤祢屋妙意」である。この人物が銭屋の当主であることはまちがいないと思われるので、おそらく「赤祢屋」は「せにや」の当て字で、貸借関係をぼやかしておきたい何らかの理由があったものと思われる。

〔史料2〕は佐賀鍋島藩の借用証文である。延宝四年二月一日に丁銀で二五貫目を借用し、返済方法は同年十一月から同八年十一月まで五ヵ年の「納崩」であった。元銀一〇貫目について一年に三貫五〇目づつ返済し五ヵ年で皆済することとなっている。役人の連署と花押があるが、薩摩藩の場合と違って裏書に藩主自身の署名と花押がある。

〔史料1〕〔史料2〕ともに、借銀と返済方法が記されているだけで、担保物件に当たるものは明記されていない。延宝年間の貸付証文には、他の大名のものをみても貸付高(借銀高)と返済方法(多くは五ヵ年の納崩)が記されているだけで、基本的に同一である。それが元禄期を過ぎると、多くの場合、「引当物」としてその年の「米」が当てられるようになっている(目録参照)。

〔史料3〕は越前福井藩松平越前守の借用証文である。銀三二貫二〇〇目が元利とも五年間の皆済を期限として、一〇貫目に付き利息一ヵ月一二〇匁で貸付けられている。さきの薩摩・鍋島両藩と同様に、借用に当たっての担保となるような物件の記載はないが、裏書には、延宝五巳年から五年間の返済明細が記載され、巳年から六年目の亥年、つまり天和三(一六八三)年六月に返済が終わっている。いずれも元銀と利銀が「毎年極月」に支払われ、国元が不作のときは「借延」をしつつ返済が行われた。「納崩」とはここにみられるような返済方法であった。なお同種の史料は目録の中にいくつかみられる。

〔史料4〕は尾張藩への貸付証文であるが、これも借銀高と返済方法が記され、延宝八年正月八日に借銀したことを示している。前二点と形式的には変わりはない。ただこれには包紙があり、そこには「尾州名古屋縣元御藩江弐拾弐貫九百目　壱通」と記され、明らかに明治維新後にそれ以前の証文類を整理したことが知れる。すなわち、尾張藩の延宝八年の借銀は、おそらくは近世を通じて完済されなかったために、銭屋の手元に「名古屋縣」と注記された借用証文が残ることとなったのであろう。

〔史料5〕は延宝四年に戸田左門が銭屋から借銀したことを示す証文である。これには藩役人や藩主当人の借用証文とともに、京都屋敷留守居役の添手形、別の出入商人の添状が付けられており、大名貸証文を作成する際の「形式」が窺える。証文では銀五〇貫目について、利息が一〇貫目に付き月一二〇目、元銀は三ヵ年の「納崩」、毎年利息と元銀の三分の一を添えて返済する定めとなっている。

〔史料6〕は、寛延元(一七四八)年に銭屋が明石藩松平左兵衛佐の蔵元となったときの定証文である。職務内容や権限などが箇条書にされている。同様の史料は、すでに松本四郎氏が正徳五(一七一五)年に那波屋が南部大膳太夫と結んだ証文を紹介され、検討されている(前掲松本論文)。中島家の証文も初期のものではないが、大名貸が慣例化した後の大名と商人との契約形式・内容を示す史料の一例といえよう。

証文は七ヵ条からなり、蔵米の売り払い、借用銀に対する引当米の規定などのほか、蔵屋敷の諸雑費、口銭あるいは蔵米の搬出・搬入に当たっての人夫(中仕)の規定などが取り決められている。

以上、史料六点の解説に代えることとする。

〔史料1〕松平薩摩守依而要用借銀之事(三二七八)

松平薩摩守依而要用借銀之事

銀子拾貫目者

右者慥請取申所実正也、但本銀壱貫目ニ付一月ニ利足九匁五分宛算用以十二ヶ月限ニ可致返弁候、為後證、仍状如件

慶安元年九月四日　　平田豊前㊞花押
村尾源左衛門㊞花押
北郷佐渡㊞花押
新納右衛門㊞花押

赤祢屋妙意参

此表利銀壱貫百四拾匁者慶安元年九月より同弐年八月迄月数拾弐ヶ月、元銀拾貫目之利銀〆相済候、為後證、裏書如件

慶安四年卯九月十三日　　堀弥右衛門㊞花押
平田藤右衛門

赤祢屋妙意老

一小判金四拾五両ハ
銀〆弐貫九百廿二匁七分　但壱両ニ六拾四匁九分五厘替
一銀三拾匁三分ハ
合銀弐貫九百五拾三匁
右者元銀拾貫目之為利払、前ニ銀壱貫百四拾匁相渡し、

右之利銀ヲ元ニ直シ残ル八貫八百六拾匁可相済通、此節申宛候内三ヶ壱分ハメ相渡候、残而五貫九百七匁ハ年々金山應利潤銀分量申付候ハ、以後七、八ヶ年之際ニ可令返済候、以上

寛文元年丑五月廿九日　　野村太兵衛㊞花押

一小判金五両　壱両ニ付六拾匁替

一銀弐百七拾八匁

右者今度借銀返弁之内是迄□□□と相渡候、残而五貫三百弐拾九匁有之者也

寛文三年卯六月廿四日　　桂八左衛門
伊東次郎右衛門㊞花押

一銀七百弐拾九匁ハ

右相払、残四貫六百目也

寛文六年午正月十七日　　大野源右衛門㊞花押
有馬勘左衛門

一銀弐百四拾目ハ

右今度返弁メ相済候、残銀四貫三百六拾目也

寛文八年申ノ十一月五日　　高橋権左衛門㊞花押
比志嶋主膳

一銀弐百弐拾七匁ハ

右者今度返弁メ相渡候、残銀四貫百三拾三匁有之也、

寛文九年乙酉九月十九日　　新納喜右衛門㊞花押
高橋権左衛門

一銀弐百三拾六匁ハ

右者今度為返弁相渡候、残而銀三貫八百九十七匁也

寛文九年酉ノ十二月十二日　　高橋権左衛門㊞花押
新納喜右衛門

一銀弐百四拾三匁ハ

右者今度為返弁相渡候、残而銀三貫六百五拾四匁也

寛文十年戌ノ七月廿三日　　高橋権左衛門㊞花押
新納喜右衛門

一銀百三拾四匁

右ハ今度為返弁相渡候、残而銀三貫五百弐拾匁也

寛文十一年亥十二月七日　　渋谷四郎左衛門㊞
五代少左衛門

一銀弐百九匁

右者今度為返弁相渡候、残而銀参貫三百拾壱匁也

寛文十二年子九月五日　　福屋助左衛門㊞
渋谷四郎左衛門

一銀弐百三拾八匁ハ

右者今度為返弁相渡候、残而銀三貫七拾三匁也

延宝弐年寅四月五日　　福屋助左衛門㊞
新納喜右衛門

一銀百八拾四匁

右者今度為返弁相渡候、残而弐貫八百八拾九匁也
延宝四年辰三月十四日　村田為左衛門㊞
渋谷四郎左衛門

一銀百九拾壱匁
右者今度為返弁相渡候、残而弐貫六百九拾八匁也
延宝六年午十月十六日　村田為左衛門㊞
弟子丸市之介

一銀百拾匁八
右者今度為返弁相渡候、残而弐貫五百八拾八匁也
延宝八年申十二月廿五日　平田清右衛門㊞
岩切彦兵衛

一銀百弐拾壱匁八
右者今度為返弁相渡候、残テ弐貫四百六拾七匁也
天和弐年戌四月廿三日　岩切彦兵衛㊞
中神内蔵丞

一銀百拾六匁　赤祢屋妙意老
右者今度為返弁相渡候、残而銀弐貫三百五拾壱匁也
天和三年亥壬五月廿五日　中神内蔵丞㊞
中原為兵衛

一銀八十弐匁　赤祢屋妙意老
右者今度為返弁相渡候、残而銀弐貫弐百六拾九匁也
貞享元年子十二月廿一日　仁禮与三右衛門㊞
外山九右衛門

一銀六拾九匁　赤祢屋妙意老
右為返弁相渡候、残テ弐貫弐百匁也
貞享三年寅七月十一日　外山九右衛門㊞
村田平右衛門

一銀六拾六匁　赤祢屋妙意老
右者今度為返弁銀相渡候、残銀弐貫百三拾四匁也
貞享五年辰二月廿四日　村田平右衛門㊞
伊地知八右衛門

一銀五拾六匁　赤祢屋妙意老
右者今度為返弁銀相渡候、残銀弐貫七拾八匁也
元禄三年午九月六日　伊地知八右衛門㊞
伊集院主水

一銀四拾九匁五分　赤祢屋妙意老
右者今度為返弁銀相渡候、残銀弐貫廿八匁五分也
元禄五年申五月廿三日　平田藤蔵㊞
伊集院主水

一銀四拾九匁五分　赤祢屋妙意老
右者此度為返弁銀相渡候、残壱貫九百七拾九匁也
元禄七年戌八月十三日　土持権兵衛㊞
伊集院主水

一銀四拾九匁七分　赤祢屋妙意老

右者今度為返弁銀相渡候、残壱貫九百廿九匁三分也

元禄十年丑七月十日　伊地知五兵衛㊞
伊集院主水

一銀四拾九匁三分　赤袮屋妙意老

右ハ今度為返弁銀相渡候、残銀壱貫八百八拾匁也

元禄十三年辰七月二日　伊集院主水㊞
伊地知五兵衛

〔史料2〕鍋嶋加賀守依用所借用申銀子之事（三二二四）

鍋嶋加賀守依用所借用申銀子之事

合弐拾五貫目者　丁銀新分銅掛也

右者鍋嶋加賀守依用所借用申所実正也、返弁之定者当辰霜月ヨリ申ノ霜月迄五ヶ年納崩也、元銀拾貫目ニ付壱ヶ年ニ銀三貫五拾目宛毎年霜月中ニ相済、以上五ヶ年ニ皆済可申候、若毎年之渡前少ニ而も相延候ハヽ月割弐歩之利足被相寄返弁可申候、於此銀子者内外如何様之差合有之候共、右定之通少茂無相違急度相渡シ可申候、為後日證文、如件

延宝四年辰弐月朔日　野口久弥㊞花押
野口新兵衛㊞花押
犬塚民部㊞花押

銭屋利兵衛殿

（裏書）

表書之銀子借用申所実正也、返弁之儀右定之通無相違急度可申付者也

鍋嶋加賀守　花押

〔史料3〕松平越前守殿依要用借銀之事（三二八〇）

松平越前守殿依要用借銀之事

銀合三拾弐貫弐百目　者　丁銀也

右之銀子借用之所実正也、利足者本銀拾貫匁ニ付壱ヶ月ニ銀百弐拾匁宛之定、本銀者当巳之暮分ゟ酉之暮迄五年符、利足并五ヶ壱之銀毎年極月上旬ニ相渡、以上五年ニ元利皆済可申候、内外如何様之儀候共於此銀子者少も無沙汰有間敷候、為後日仍如件

延宝五年巳正月　日　飯田主米㊞花押
稲葉采女㊞花押

銭屋理兵衛殿
野田庄右衛門殿

（裏書）

此表本銀六貫四百四拾匁印　巳之年ゟ本入済　小木六郎兵衛印
利銀五貫弐拾三匁弐分印　巳ノ正月ゟ同閏極月迄済　同　人㊞
本銀六貫四百四拾匁印　午之年ゟ本入未之三月迄ニ渡　同人㊞
利銀三貫七百九匁四分四厘印　午之正月ゟ同極月迄済　同　人㊞

但右弐口三月迄相延申、又利足外ニ渡
利銀弐貫七百八拾弐匁八厘印 未之正月ゟ同極月迄相渡済
同 人㊞
但未之本入者国元不作ニ付断を以借延
申ノ正月ゟ同極月迄閏 共ニ 拾三ヶ月
利銀三貫拾三匁九分弐厘印 同 人㊞
相済 但此銀亥ノ六月相済

〔史料4〕借用申銀子之事（三二三四）

（包紙）「尾 劦名古屋縣元御藩江弐拾弐貫九百目 壱通
立中廻り」

借用申銀子之事
合弐拾弐貫九百目者 但丁銀也
右之銀子者尾張中納言殿御用ニ借り申所実正也、元銀壱貫
目ニ付壱ヶ月ニ八匁宛加利足、何時成共元利共返弁可申候、
但十二ヶ月限也、若相延候者利ニ利ヲ加返弁可申候、為其如件
延宝八年申正月六日 渡辺新左衛門㊞花押
大道寺玄蕃㊞花押
成瀬豊前守㊞花押
成瀬隼人正㊞花押
中嶋利兵衛殿

〔史料5〕借用被申銀子之事（三三八九）

借用被申銀子之事
合拾五貫目者 丁銀也
右者戸田左門為入用借用被申所実正也、利足者元銀拾貫目
付一ヶ月ニ百弐拾目充定、辰五月ゟ之借分返弁之儀ハ、辰
暮ゟ午暮迄三年之納崩、毎年極月廿日切ニ利足并元銀三ヶ
壱相添、急度返弁可申候、於此銀子者内外如何様之差合有
之候共少茂相違有之間敷候、為後日仍如件
延宝四丙辰年五月十一日 和田七郎左衛門㊞花押
戸田四郎兵衛㊞花押
大高金右衛門㊞花押
銭屋
利兵衛殿

（裏書）
表書之通返弁相違有之間敷者也、
左門㊞

［別紙］
添手形之事
一戸田左門為入用其方銀拾五貫目借用被申所実正也、則左
門裏判ニ家老共大高金右衛門・戸田四郎兵衛・和田七郎
左衛門表判之借状并観音寺請負之證文相渡シ、何茂正判

無紛候、但定之儀者本文ニ有之候通、毎年日限少茂無相違我等方ゟ急度返弁可申候、為後日添手形、仍如件

京都屋敷留守居

延宝四丙辰年五月十一日　岡田忠右衛門㊞花押

銭屋
利兵衛殿

〔別紙〕請取申銀子之事

合銀五百目也

右者延宝四年辰五月十一日、戸田左門様〔ムシ〕延宝四年辰五月銀高拾五〆御座候、〔ムシ〕相渡し済残銀元銀之内へ去ル戌暮新借拾〆匁御取替申上候、〔ムシ〕御借銀之内へ右之銀高為(加カ)渡分御渡し被成、慥受取申候、御皆済之時分御証文返シ〔ムシ〕仕候、為後日仍而如件、

元禄八年亥霜月晦日　銭屋　利兵衛

鳥居佐五兵衛殿

〔別紙〕添手形之事（三四四〇）

一戸田左門為要用其方銀拾五貫目借用被申所実正也、但利足者月壱歩弐、当暮ゟ午ノ暮迄三ヶ年ノ納崩、元銀三ヶ一ニ其年中之利足被加、毎年極月廿日切ニ返済之誓約ニ候、若左門方ゟ約束之通返弁之日限相延申儀有之候者我等方ゟ調替無相違早々相渡可申候、為其添手形如此ニ候、以上

延宝四年辰五月十一日　観音寺㊞

銭屋
利兵衛殿

〔別紙〕添状（三四三九）

一戸田左門様江我等肝煎ヲ以銀拾五貫目御取替被成候処実正也、則左門様御裏判ニ御家老三人表判ニ而借状并芦浦観音寺様御請負手形、京都御屋敷岡田忠右衛門殿御添手形、以上三通請取相渡シ、何茂正判無紛候、毎年御返済之節銀子請取相渡シ可申候、為後日之、仍如件

延宝四年辰五月十一日　桔梗屋　吉十郎㊞

銭屋
利兵衛殿

〔史料6〕蔵元定証文（三四三五）

（包紙）

「蔵元定証文二通之内　寛延時代御蔵元被仰付御定証文也、当時不用之品也、吟味可致候事　壬戌十月」

定證文

一松平左兵衛佐殿毎年大坂登米売払蔵元・掛屋各江相頼被

申候事、

一金高六千両迠者毎年可被指出極也、右為引当従在所米七千石八月ゟ十一月迠積登売払、代銀其元江相渡可申候間、出銀元利之内江御引取可有之候、毎年其年切ニ不残相済シ証文ニ引替可申候、

一右出金者銀子ニ直シ、年内ゟ翌年春夏迠之内割合可被指出候、尤利足者前月入月壱歩壱宛之定ニ候、納銀之度々預り証文国元ゟ指登相渡可申候、証文当名之儀者御両人之内其時々望次第認遣可申候、

但、納銀之度々当分蔵屋敷役人仮手形指出シ、本証文国元江申越認登候上、右仮手形与引替可申候、

一蔵元為諸雑用蔵米弐百俵毎年可遣之候、

一口銭銀五貫六百目毎年可遣候、

一米売付候節、為立合手代被指出候義勝手次第ニ候、

一蔵米出入之中仕、御両家ゟ上中仕壱人、下中仕壱人被付候筈ニ相極候、

右之通相定候処、聊違変無之候、此定証文永々可被相用候、為後証、仍如件

寛延元戊辰年十一月

高橋三郎平 ㊞
犬井藤兵衛 ㊞
高原治兵衛 ㊞

中嶋利助殿

中嶋五郎吉殿

右定証文望ニ付而同文言ニ而弐通相認、御両家江壱通宛相渡置者也、

（裏書）
表書之通相違有之間鋪者也、

高田小兵衛 ㊞
荒井又大夫 ㊞
平田忠兵衛 ㊞
完戸弥兵衛 ㊞
間宮官左衛門 ㊞
島村源野右衛門 ㊞
在江戸 安西長右衛門
齋藤又兵衛 ㊞
小泉図書 ㊞
間宮宮内左衛門 ㊞
美濃部九郎三郎 ㊞
在江戸 織田左衛門

[付記] 翻刻に当たってはできる限り原文書に従ったが、適宜読点・中ぐろ点を付したほか、常用漢字に改めた個所もある。なお各文書の（ ）の漢数字は『中島家文書目録』の文書番号である。

（わたなべ　ただし・大阪市史編纂所）